

独立行政法人国際交流基金 令和6年度計画

独立行政法人国際交流基金(以下「基金」という。)の中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)に基づき、令和6年度における業務運営に関する計画を以下のとおり定める。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 文化芸術交流事業の推進及び支援

文化や言語の違いを超えた親近感や共感を醸成し、海外における対日関心の喚起と日本理解の促進に寄与することを目的とする日本文化芸術紹介事業、また、文化芸術分野でのネットワーク構築、深化、交流人材の育成を目的とする、専門家同士の交流事業や共同制作、共同作業型事業及び情報発信事業を、以下のように実施する。実施に当たっては、我が国の外交上の要請に配慮しつつ、相手国との交流状況やニーズ等を的確に踏まえ、新たな対日関心層の掘り起こしも目指す。

なお、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(令和4年10月28日閣議決定)の一環として、令和4年度補正予算(第2号)により追加的に措置された運営費交付金の一部については、映像コンテンツ海外展開事業に活用する。

また、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)の一環として、令和5年度補正予算(第1号)により追加的に措置された運営費交付金の一部については、2025年国際博覧会出展等支援事業に活用し、政府開発援助アジア文化交流強化事業費補助金については、次世代共創パートナーシップ文化のWA2.0ーに活用する。

さらに、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」(令和6年11月22日閣議決定)の一環として、令和6年度補正予算(第1号)により追加的に措置された運営費交付金の一部については、TICAD 関連コンテンツ産業支援事業に活用する。

・公演等の実施又は支援

海外において、日本文化諸分野の専門家や芸術家による舞台公演等を実施する。事業の実施に当たっては、事業のインパクトと波及効果を高めるよう留意し、1公演あたりの平均来場者数500人以上の達成を目標とする。加えて、舞台芸術分野における国際共同制作事業を推進する。また、舞台公演等の文化芸術事業を実施する目的で海外に渡航する芸術家等に対して支援を行う。

・展覧会の実施又は支援

海外において、日本美術・文化に関する展覧会を実施するとともに、展覧会セットの制作とその諸外国巡回を行う。加えて、国際展に日本側主催者として参加する。また、日本の美術・文化を紹介する展覧会を行う海外の美術館・博物館や、日本美術紹介のために基盤整備を必要とする欧米の美術館・博物館に対して支援を行う。

- ・日本文学・図書の海外紹介の実施又は支援

日本文学・図書の海外への紹介を推進する事業を実施する。また、日本の図書の外国語翻訳・出版を行う海外の出版社に対して支援を行う。

- ・人物交流、情報提供等の実施又は支援

日本と海外の文化諸分野の専門家・芸術家間の交流の機会を創出し、対話やネットワーク構築を促進するとともに、日本と海外の文化芸術交流に資する様々な情報を収集・提供し、公演、展示、翻訳・出版等各分野の交流の基盤づくりにつなげる。

- ・日本映画上映会の実施及び支援

海外において映画フィルム及びデジタル上映素材、又は必要に応じてオンラインを活用して、日本映画上映会を実施する。事業の実施に当たっては、各国・地域の状況やニーズに留意し、主催事業については、1プロジェクトあたりの平均視聴者数1,800人以上の達成を目標とする。ASEAN 諸国等においては、令和4年度補正予算を活用し、オンライン事業と映画祭を組み合わせることで事業のインパクトや波及効果を高める取組を行う。

- ・放送コンテンツ海外展開事業の実施

日本のコンテンツが放送されにくい国・地域(南アジア、大洋州、中南米、中東、東欧、アフリカ等)を中心に我が国のテレビ番組を提供しており、引き続き令和6年度においては20か国以上、のべ100番組以上の提供を目標とする。

- ・次世代共創パートナーシップー文化のWA2.0ー

多様なジャンルの文化事業における協働や専門家間の交流を通じたネットワークの強化と担い手の支援・育成、次世代を中心に幅広い層への事業成果の還元を通じた相互理解の促進と親日感情の更なる醸成を目的として、日本とASEAN 諸国を中心に、美術、舞台、文芸、映像等の諸分野において催しや人的交流、情報発信を実施・支援する。同時に、今後10年間を見据えて、新規事業の枠組みと運営体制の整備を進める。

これらの取組を通じて、令和6年度は、日本語パートナーズ受入れ校の教師や生徒等が参画する文化芸術事業を10件実施すること、各国において日本との交流事

業を実施できる専門家を 10 人育成することを目標とする。

(2) 海外における日本語教育、学習の推進及び支援

海外における日本語教育については、日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第 48 号)の趣旨を踏まえ、各国・地域の行政機関や主要な日本語教育機関と連携を取りつつ、日本語教育が定着し、自立的・継続的に発展していく素地を作るための環境整備に取り組む。同時に、日本語教授法や日本語学習者の能力評価機会等、多文化共生社会の実現を含む新たな社会需要にも対応する取組の充実に努めるとともに、オンライン学習プラットフォームの提供等の日本語教育・学習の一層の普及・充実のための取組を展開する。事業の実施に当たっては、地域・国別事業方針に基づき、事業の効果的・効率的な実施に努める。

なお、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(令和4年 10 月 28 日閣議決定)の一環として、令和4年度補正予算(第2号)により追加的に措置された運営費交付金の一部については、外国人材向け日本語教育事業に活用する。

また、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年 11 月 2 日閣議決定)の一環として、令和5年度補正予算(第1号)により追加的に措置された運営費交付金の一部については、外国人材向け日本語教育事業に活用し、政府開発援助アジア文化交流強化事業費補助金については、次世代共創パートナーシップー文化の WA2.0ーに活用する。

さらに、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」(令和6年 11 月 22 日閣議決定)の一環として、令和6年度補正予算(第1号)により追加的に措置された運営費交付金の一部については、外国人材への日本語能力向上支援事業及び TICAD 関連拡大日本語教育支援事業に活用する。

ア 海外の日本語教育環境の整備

海外において質が高く安定した日本語教育が広く実施されるよう、主に次の事業を行う。

・日本語専門家の海外派遣

各国・地域における日本語教育の維持・発展に不可欠な、日本語教育機関や教師に対する助言、教育カリキュラム策定や教材開発への協力等を行うため、日本語専門家を長期又は短期で海外に派遣する。事業の実施に当たっては、資質・能力面で優れた日本語専門家を確保し、日本語教育人材の育成にも資するべく、引き続き日本国内の教育関係機関との連携を深める。

・日本語教師を対象にした研修の実施

日本語学習者の関心・ニーズも反映した質の高い日本語教育を促進するため、各国・地域の日本語教師に対する研修を日本国内及び海外、また必要に応じてオンラインも活用して実施し、令和6年度は日本語教師研修参加者数 13,866 人以上の達成を目標とする。事業の実施に当たっては、日本国内外の機関との連携・協力に努める。

・日本語教育機関の活動及びネットワーク形成に対する支援

日本語教師養成機関等、各国・地域において日本語教育の普及に中核的な役割を果たす日本語教育機関が活動を継続するために必要な教師の雇用や、教材制作・購入、教育関連事業に係る経費等を支援する。

・日本語教育・学習の奨励

各国・地域の行政機関や教育機関に対し、日本語教育の新たな開始や継続実施を促すため、我が国への招へいを含め政策決定者・教育関係者への不断の働きかけを行う。また、各国・地域の日本語教育の振興を図るため、学習者研修等の学習奨励を行うほか、各国・地域の状況や政策的要請を踏まえ、学習ニーズに対応した専門日本語研修等を実施する。さらに、早期学習を通じて日本語教育の裾野を拡げるため、初等教育段階における日本語学習を支援するとともに、同年齢層のこどもに対して広く日本語学習環境を提供する。

・EPA に基づく訪日前日本語研修の実施

インドネシア及びフィリピンとの政府間取極に即し、両国からの看護師・介護福祉士の受入れを促進するため、候補者に対する訪日前の日本語研修を両国で行う。

・「次世代共創パートナーシップ文化の WA2.0－」による日本語パートナーズ派遣事業の実施

アジアにおける日本語教師の活動支援及び日本語学習者と日本人の交流の機会の増大を図るために、現地日本語教師・学習者のパートナー役となる人材を我が国から各国・地域の日本語教育機関に派遣し、教室内外で日本語・日本文化紹介活動を行ってアジア諸国の日本語教育を支援するとともに、国内の多文化共生社会実現の促進を含む効果的なフォローアップの実施にも留意する。また、日本語教師の質の向上と学習者の学習継続支援のため、日本語パートナーズ受入校の教師や学習者などを対象とする訪日研修を実施する。

また、上記の各事業等と関連して、23 か所の基金海外事務所において、日本語教育環境の整備に向けた現地ニーズに迅速かつ柔軟に対応すべく、主催事業実施

件数 259 件以上の達成を目標とする。

イ 日本語教授法及び日本語学習者の能力評価の充実並びにオンライン学習プラットフォームの提供

日本語教育・学習のより一層の普及・充実のため、主に次の事業を行う。

・日本語教授法に関する情報発信と素材の提供

基金が、外国語教育の国際標準(ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR))を踏まえて作成した「JF 日本語教育スタンダード」に基づくカリキュラム教材が日本国内外の教育関係者に一層活用されるよう、日本語教材「まるごと」の利用促進に努めるとともに、モデル講座やインターネットを活用した情報発信と素材提供を行う。令和6年度は日本語教材及び日本語教育情報に関するウェブサイトへのアクセス数 42,833,622 件以上、日本語教材「まるごと」の販売部数 72,128 部以上の達成を目標とする。

・日本語能力評価のための試験の実施

日本語学習者の日本語能力を総合的に測定し、認定する日本語能力試験の企画・立案、作題、分析、評価、調査及び海外での実施を行う。同試験の実施に当たっては、受験料による現地機関収入のみでの現地経費支弁、現地収支余剰金の基金への還元、適切な受益者負担の観点からの現地の情勢も踏まえた適切な受験料設定を行う。

また、国際交流基金日本語基礎テストについては、開発・実施のほか、試験内容を踏まえた日本語教材『いんどり 生活の日本語』の提供や使い方の普及等を進める。同試験の実施に当たっては、収入の拡大を図るため、試験実施に関する日本政府の方針、及び人材受入れニーズや技能試験の実施状況等を踏まえつつ、必要な範囲において受験者の増加に向けた広報の強化及び試験の普及等に取り組む。

・オンライン日本語学習プラットフォームの運営

利便性が高く、質の高い日本語学習機会へのアクセスを図るべく、日本語学習のための e ラーニングコースや教材を開発・運営し、広く提供する。プラットフォームの運営に当たっては、コンテンツの更なる充実化や多言語対応等を図り、効果的な広報にも努め、令和6年度は、e ラーニングの受講者数 90,000 人以上の達成を目標とする。

・海外における日本語教育・学習に関する調査実施と情報の提供

各国・地域の日本語教育環境等を適切に踏まえた施策の展開のため、また日本語教育活動の活性化に資するよう、全世界を対象にした日本語教育・学習調査を行

い、その結果についてはウェブサイト等を通じて情報を広く提供する。

(3) 海外日本研究及び国際対話・ネットワーク形成の推進及び支援

各国・地域の知識層及び市民・青少年層の対日理解の増進と対日関心の維持拡大を図り、深い信頼関係に基づく良好な関係構築を促進するため、内外の関係者・関係機関との連携の下、海外日本研究を振興するとともに、国際的重要課題等についての対話、協働のためのネットワーク形成並びに人材育成の取組を推進する。

なお、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(令和4年10月28日閣議決定)の一環として、令和4年度補正予算(第2号)により追加的に措置された運営費交付金の一部については、「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」実現のためのフェローシップ・プログラムに活用する。

また、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)の一環として、令和5年度補正予算(第1号)により追加的に措置された運営費交付金の一部については、情報力強化のための日本研究者育成支援事業に活用し、政府開発援助アジア文化交流強化事業費補助金については、次世代共創パートナーシップ文化のWA2.0ーに活用する。

ア 海外の日本研究の推進及び支援

各国・地域の日本研究の状況及びそのニーズを把握するとともに、国内外の関係者・関係機関と連携の上、長期的な視点から対日理解の深化及び対日関心の維持拡大に資するよう、以下の事業を実施する。

・研究者支援

日本を研究対象とする諸外国の学者・研究者及び博士論文執筆者(自然科学・医学・工学分野の専門家は対象外)に、我が国で研究・調査等の活動を行う機会を提供する。日本研究フェローシップのうち「学者・研究者」フェローについては、フェローシップ終了後3年以内で成果発表件数(論文引用実績及びメディア発信含む)平均1人3件以上の達成を目標とする。研究者支援の展開に当たっては、各国・地域において長期的に日本研究が発展するよう、特に次世代を担うことが期待される大学院生等も含めた若手研究者の育成を重視するとともに、事業終了後の中長期的なフォローアップに努める。

・機関支援

各国・地域において日本研究の中核的な役割を担う機関がその教育・研究活動の基盤を強化し、幅広く人材を育成することができるよう、これらの機関に対して客員教授派遣や派遣支援、研究・会議助成、教員拡充助成等の包括的な支援を実

施する。また、「現代日本理解特別プログラム」により、欧米の主要な研究機関を支援し、特に社会科学分野における知日派人材の育成を促進する。複数年助成事業実施後の外部評価(事業実施を通じた発信力強化、成果の持続に向けた取組等に関する5段階評価(高5点～低1点))において平均 3.75 点以上の評価を得ることを目標とする。

・ネットワーク支援

日本研究に関わる研究者や知日層及び関連機関を横断的に結び、ネットワーク形成を図ることで日本研究の発展と深化に寄与すべく、我が国や第三国から研究者・専門家を集めた会議の開催や、日本研究や日本を含む地域研究の学会への支援を行う。

・次世代共創パートナーシップー文化の WA2.0ー

10 年後に ASEAN 域内において日本研究人材が継続して輩出・育成されていく仕組みの構築を目的として、招へいや派遣といった人的交流事業を柱に、令和6年度は準備・試行フェーズとして計画の具体化とパイロット事業に順次着手・実行する。

これらの取組を通じて、令和6年度は、対日理解を有する学問分野別の専門家を含め、大学等における日本研究者を8人以上育成するとともに、育成した人材による政府及び知的コミュニティへの発信・提言が 16 件以上実施されることを目標とする。

イ 国際対話・ネットワーク形成の推進

我が国と各国・地域の共通の関心テーマや国際的重要課題等についての共同作業を推進するとともに、市民・草の根レベルでの相互理解増進のため、人物の派遣・招へいや会議の開催等を通じた対話・ネットワーク形成事業や次世代の交流人材育成事業を実施又は支援する。なお、国際対話・ネットワーク形成の推進に当たっては、対話や交流の基礎となる日本の文化・社会的背景について諸外国の理解が進むよう留意するとともに、日本の持つ知見や経験を発信、共有することで国際社会への積極的な貢献を図るよう努め、併せて、日本国内の諸課題解決に資する諸外国の知見や経験の共有にも留意する。また、日本の各地域と世界との結びつきを強化することにより、地域社会の活性化や多文化共生社会の実現等にも資する国際的なネットワークを構築するとともに、事業実施後の効果的なフォローアップに努める。

・日米親善交流基金事業

両国関係の更なる緊密化に資する協働作業や人材育成事業に加え、市民・草の根交流事業を行い、このうち日米草の根交流コーディネーター派遣プログラム(JOI プログラム)については、年間裨益者数 46,082 人以上の達成を目標とする。

- ・日中 21 世紀基金事業

未来志向の日中関係を築く礎となるより深い日中間の青少年交流・市民交流の実現を目的として、中国の地方都市において我が国の最新情報や日本人と接することのできる「ふれあいの場」の運営を行うほか、日中両国の高校生や大学生の対話・交流事業を実施する。

- ・国際対話・ネットワーク形成推進事業

令和6年度に外交周年を迎える国・地域を中心に、人物の派遣を通じ、日本の文化・社会的背景について諸外国の理解を促進する国際対話事業を実施するとともに、外部機関との共催を通じ、ネットワークの形成を図る。

- ・次世代共創パートナーシップー文化の WA2.0ー

グローバルな課題の解決に向けた日 ASEAN 間の知的協働の推進を目的として、研究者・専門家の派遣・招へいやオピニオンリーダー等文化人の招へい、成果の共有・発信のための国際シンポジウム等を実施して、政策コミュニティや知的ネットワークの強化を図る。

また、次世代市民社会を担う人材の育成や交流を目的として、ASEAN 域内の共通課題への対処を志向する個人や団体向けのパイロット事業、特定テーマの下に複数国の学生が経験を共有するフォーラム事業、中等教育機関の教員を対象にした対日理解促進のための交流事業等を実施する。

これらの取組を通じて、令和6年度は、大学・シンクタンク等における対日理解を有する各分野の専門家を 17 人以上育成するとともに、育成した人材による政府及び知的コミュニティへの発信・提言が 34 件以上実施されること、中高教員交流プログラム参加校において、日本関連の授業・講座等を継続的に実施する学校を新たに 40 校増やすことを目標とする。

(4) 国際文化交流への理解及び参画の促進と支援

日本国内外の国際文化交流関係者を対象として、以下の取組を行う。

なお、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年 11 月 2 日閣議決定)の一環として、令和5年度補正予算(第1号)により追加的に措置された政府開発援助アジア文化交流強化事業費補助金については、次世代共創パートナーシップー文化の WA2.0ーに活用する。

- ・国際文化交流に関する情報提供事業の実施

国際文化交流活動の意義とその重要性に対する理解、支持を広げるとともに、民

間セクターを始めとする関係者や担い手の活動に資するため、利用者の広がりや多様化も念頭におきながら、ウェブサイト、SNS、図書館等の運営を通じて、基金事業に関する情報提供や広報を効果的かつ効率的に実施する。本部 SNS での発信数(投稿数)については年間 920 件以上、プレスリリースの発出数については年間 45 件以上の達成を目標とする。

・顕彰事業の実施

日本国内外における国際文化交流の振興のため、国際文化交流に貢献のあった国内外の個人、団体に対する顕彰を行い、これを効果的に広報する。また、日本国内の地域に根ざし、優れた国際文化交流活動を展開する団体を顕彰するとともに、過去の受賞団体へのフォローアップを行う。

・国際文化交流に関する調査・研究の実施

我が国を巡る国際環境の変化に伴う、国内外の国際文化交流の新たな潮流等を把握し、これらを的確に踏まえた対応を行うため、諸外国の主要な国際文化交流機関の基礎情報や、国際文化交流に係る施策等についての調査・研究を行う。

(5) 海外事務所等の運営

海外事務所は、中期目標に示された諸点を踏まえ、業務運営の合理化に引き続き努めつつ、活動を展開する。各事務所は、所在国及びその周辺国の事情とニーズを的確に把握し、組織内で適時に共有するとともに、関係団体、在外公館、他の基金海外事務所等との協力・連携の下、内外のリソースやオンライン、デジタル技術を有機的に活用しながら、事業と広報を積極的に展開することで、より幅広い層へのリーチの可能性を追求する。

京都支部は、関西国際センターや関係団体との更なる連携の下、海外日本研究の支援や各種文化事業を効果的かつ効率的に実施するとともに、引き続き業務運営の合理化に努める。

なお、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年 11 月 2 日閣議決定)の一環として、令和5年度補正予算(第 1 号)により追加的に措置された政府開発援助アジア文化交流強化事業費補助金については、次世代共創パートナーシップ文化の WA2.0- に活用する。

海外事務所施設の活用については、海外事務所催しスペースの稼働率年間 75% 以上の達成を目標とする。また、SNS 等の活用については、海外事務所 SNS の年間利用者数 870,141 件以上の達成を目標とする。さらに、海外事務所等におけるネットワーク形成の取組状況については、年間 482 件以上の事業実施を目標とする。

(6) 特定寄附金の受入による国際文化交流活動(施設の整備を含む)の推進

寄附金の受入れ、対象事業については基金に外部有識者からなる委員会を設け、審査を行う等、寄附金の受入れ等に当たっては適正に対応する。

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織マネジメントの強化

国際環境や政策の変化等の必要に応じて、必要な効率化を図りつつ、人員配置や組織編成を柔軟に見直す。新たな社会課題への貢献をも見据えた中長期的な人材確保・育成方針と、同方針に基づく実行計画の検討を継続するとともに、併せて業務内容の高度化・専門化に対応可能な職員の能力開発を促進するため、各種研修等の施策を講じ、同研修については年間参加者数 670 人以上の達成を目標とする。また、「働き方改革実行計画」(平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定)を踏まえたワーク・ライフ・バランスに関する取組強化と労働環境の整備を推進する。

効果的かつ効率的に事業を実施するため、事業の重複排除を含め、関係機関それぞれの役割を明確にするとともに、国際的な交流促進の観点から、情報共有や調整の一層の促進に資するよう、関係省庁・機関等との連絡会を行うことや専門人材の交流を行うことを通じて協力・連携の確保・強化を図る。

海外事務所については、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人日本貿易振興機構及び独立行政法人国際観光振興機構の海外事務所と事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、引き続き事務所の共用化又は近接化を進める。

基金が保有する研修施設の稼働率向上のため、外部機関の実施する国際文化交流に関わる事業に協力する等、利用者拡大を図る等の取組を進める。

(2) 業務運営の効率化、適正化

ア 経費の効率化

以下のような方法により、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び運営費交付金を充当する業務経費(特別業務費及び人件費を除く。)の合計について、毎事業年度 1.35%以上の効率化を達成する。

- ・事業の実施規模、内容の効率化により経費の削減を図る。
- ・契約の競争性、調達の合理化の推進により経費の削減を図る。
- ・事業参加者による適切な負担確保、共催機関との経費分担等により基金負担経費の削減に努める。

このほか、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年 1.35%以上の効率化経費に加える。

イ 人件費管理の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分に考慮し、手当(職員の在勤手当、海外運営専門員、日本語専門家等の職員以外の在勤手当を含む。)を含め役職員給与の在り方について厳格に検証を行った上で、引き続き給与水準の適正化を図る。その上で、給与水準及びその合理性・妥当性を公表する。

ウ 調達方法の合理化・適正化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年5月 25 日総務大臣決定)に基づき、基金の事務・事業の特性を踏まえた調達等合理化計画を策定し、これに基づく取組を確実に実施する。また、外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を踏まえつつ、随意契約を締結する場合には適正な実施を徹底する等、調達の合理化に不断に努める。

(3)業務の電子化

ウィズコロナ・ポストコロナ時代における業務継続性の担保、働き方改革、事業に関わる多様なステイクホルダーの利便性向上等を念頭に、クラウド・バイ・デフォルト原則に準拠した IT 環境を整え、リモートワークの体制を整備するとともに、業務の電子化を通じて、業務プロセス全体の最適化・効率化を目指す。

その際、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年 12 月 24 日デジタル大臣決定)に則り、情報システムを適切に整備・管理するとともに、PJMO 支援のため、PMO の設置等の体制整備を行う。

3. 財務内容の改善に関する事項

(1)財務運営の適正化

運営費交付金を充当して行う業務については、「2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき事業の質の確保に留意し、適正な予算執行管理を行う。また、毎年の運営費交付金額の算定については、各年度期末の運営費交付金債務残高等の発生要因を分析した上で、運営費交付金債務残高を適正な水準とすべく、厳格に行うものとする。また、事業の安定的かつ継続的な実施を確保する体制を強化する観点から、基金の目的に留意しつつ、自己収入の確保に向けて必要な検討を行う。

(2)安全性を最優先した資金運用

運用資金の運用については、安全性を確保した上でその収入の確保及び向上に努める。なお、日米親善交流基金事業等、支払が外国通貨で行われる事業につい

ては、必要に応じて外貨建債券による運用も行い、事業収入の確保を図る。資金の運用に当たっては、法人財政を毀損しないような資産構成となるよう基金内に設置されている資金運用諮問委員会に意見を求めるとともに、同委員会の定期的な点検等を踏まえて運用を実施し、法人財政の健全性確保に努める。

(3) 保有資産の必要性の見直し

基金の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行う。その上で、基金の資産の実態把握に基づき、基金が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行う。

4. 予算、収支計画及び資金計画

(1) 予算

別紙1のとおり

(2) 収支計画

別紙1のとおり

(3) 資金計画

別紙1のとおり

5. 短期借入金の限度額

短期借入金の計画なし

6. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

7. 前項の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

8. 剰余金の使途

決算において剰余金が発生したときは、文化芸術交流事業の推進及び支援、海外における日本語教育、学習の推進及び支援、海外日本研究及び国際対話・ネット

ワーク形成の推進及び支援、国際文化交流への理解及び参画の促進と支援等のために必要な事業経費に充てる。なお、運営費交付金で賄う経費の節減により生じた利益に係る目的積立金の使途については、上記のうち運営費交付金で賄う経費(別途措置される補助金等で賄う経費を除く。)に限るものとする。

9. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 人事に関する計画

国際環境や政策の変化等に応じて、必要な効率化を図りつつ、人員配置や組織編制を柔軟に見直すとともに、中長期的な人材確保・育成方針の検討を継続し、オンラインも活用した各種研修の実施により職員の能力、ひいては組織マネジメントを強化する。また、キャリア形成に配慮した人員配置等により、女性の更なる活躍を促進する。更に、「次世代共創パートナーシップ文化の WA2.0ー」を始めとする事業において着実な成果を出すことを念頭に、人員体制整備のための経験者採用を行うと共に、職員の人員配置や嘱託等の有期雇用者の配置の在り方を検討する。

(2) 施設・設備の整備・運営

業務の目的・内容に適切に対応するため、長期的視野に立ちつつ老朽化対策等の必要性の高い施設・設備の整備を行い、効果的かつ効率的な運営に努める。

なお、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年 11 月 2 日閣議決定)の一環として、令和5年度補正予算(第1号)により措置された施設整備費補助金については、日本語国際センター及び関西国際センターにおける施設修繕に活用する。

(3) 独立行政法人国際交流基金法第 14 条第1項の規定により業務の財源に充てることのできる積立金の処分に関する事項

前期中期目標の期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち外務大臣の承認を受けた金額について、やむを得ない事情により前期中期目標期間中に完了しなかった業務の財源、前期中期目標期間に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てることとする。

(4) その他独立行政法人通則法第 29 条に規定する中期目標を達成するために必要な事項

ア 外交上の重要地域・国を踏まえた機動的、戦略的な事業実施

国際情勢の変化及び各事業実施地の国内事情に対応しつつ、中長期的に計画された事業に加えて、国際情勢の急変、二国間関係の変化、首脳外交等、新たに生じた外交ニーズに対応し、外交と連動した機動的な事業を展開する。

事業の報道や反響を通じて、事業の実施が相手国との相互理解の増進等効果をより高めることにつながったか、さらには事業成果が外交上の成果に影響したかどうか留意する。また、別紙2の令和6年度地域別方針に基づき、事業の重点化を含め、効果的・戦略的に事業を実施する。

外交上重要な情勢の展開等を踏まえて機動的な事業の実施が求められる場合には、外交日程等に配慮して速やかに対応するとともに、やむを得ない事情により事業を中断等する場合、また海外事務所に関する重要な問題に対応する場合には、事前に外務省と十分協議の上、我が国の対外関係を損なわないよう細心の注意を払う。

さらに、海外現地情勢の悪化等に伴う事業の遅延又は中止を回避すべく、在外公館や基金の海外事務所を通じた情報収集を含め、的確な情勢把握と計画的な準備・調整作業を行うことにより、効果的に事業を実施する。

また、「文化の WA(和・環・輪)プロジェクト～知り合うアジア～」の成果も踏まえつつ、「次世代共創パートナーシップー文化の WA2.0ー」を通じて、知的・文化・人的交流や日本語教育支援を実施する。(令和6年度地域別方針:別紙2)

イ 内部統制の充実・強化

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた事項を着実に運用するとともに、定期的にモニタリングを行い、必要に応じ、各種規定の見直しや運用の改善を行うことにより、統制環境の整備を進める。

また、定期的に開催するリスク管理委員会において、業務上のリスクを識別し、またリスクの重大性を評価して、適切にリスクに対応する。

さらに、理事長によるトップマネジメントの下、内部統制に関する指示や命令、必要な情報が組織内で適時かつ適切に把握、処理されるように周知を徹底するとともに、適正な業務を確保するため内部監査を行う。同監査については、中期目標期間中に全ての海外事務所及び国内附属機関・支部が、1回以上内部監査又は会計監査人の実地監査を受けることとなるべく着実に進め、仮に実地監査の実施が困難な場合は、これに準ずる手段により監査を行い、併せて個々の職員の意識の涵養を目的として、内部統制に関する研修を実施する。

また、事業の成果について引き続き客観的かつ定量的な指標に基づく評価の実施に努めるとともに、その結果を踏まえ事業の改善又は廃止を含む見直しについて検討を行う。

ウ 安全管理

海外における基金職員及び基金事業関係者の安全確保のための取組として、

「国際協力事業安全対策会議最終報告」(平成 28 年8月 30 日外務省及び独立行政法人国際協力機構)に示された内容も踏まえつつ、平時より脅威情報の収集とそれに基づくリスクアセスメントを的確に実施するとともに、行動規範及び危機発生時の体制の整備、並びにこれらを踏まえた研修・訓練を行う。また、令和5年度に改定した事業継続計画の実行性を担保すべく、組織内関係者間調整を継続し、訓練を実施する。

海外との往来の再開・増加の状況を踏まえ、引き続き、感染症も含め可能な限りの情報収集を実施しながら適切な対応を行うとともに、中期計画期間を通して計画的に組織全体の対応力の底上げを図る見地から、令和5年度の海外拠点長向け安全管理研修に続いて、令和6年度は国内管理職等を対象に、安全管理研修を年間1回以上実施する。

エ デジタル化の推進

(ア)ICT を活用した事業の展開

コロナ禍の中での事業実施の経験も踏まえ、ICT のメリットを活用した事業の展開の重要度が増すことを念頭に、文化芸術、日本語、日本研究／国際対話・ネットワーク形成等の各分野において、効率的な事業実施の在り方を検討しつつ、地理的制約にとらわれないオンラインの特性を、事業や対象の特徴に応じて効果的に活用しながら、ポストコロナ時代の新しい国際文化交流の取組を進める。

(イ)情報セキュリティ対策

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準(令和3年度版)」「(令和3年7月7日サイバーセキュリティ戦略本部決定)等を参考にしながら、「情報セキュリティ対策推進計画(令和4～8年度)」に基づき、情報システム委員会及び情報セキュリティ委員会を活用し、関係規程及びマニュアルを整備し、情勢の変化に応じた不断の見直しを図るとともに、その適用状況のチェックを継続的に行う。また、定期的にセキュリティ体制の有効性を確認するとともに、デジタル庁を含め関係府省庁等との適切な連携を図りつつ、更なる対策強化・改善に向けた検討を行い、常に最新の脅威に対応できる体制を整備する。その一環として、職員に対し、情報セキュリティを脅かしうる事象への対処方法・手順を含めた情報セキュリティに関する教育等を実施して、組織的対応能力の強化を図るとともに、令和4年度に稼働開始した、ゼロトラストで、かつ利便性を向上させた国内・海外事務所で共通の情報基盤システム(クラウド・ベース)としての次世代IT環境による高度なセキュリティを引き続き維持する。

1 予算

令和 6 年度予算

(単位：百万円)

区別	文化芸術 交流事業費	海外日本語 事業費	海外日本研究・ 国際対話事業費	調査研究・ 情報提供等事業費	在外事業費	文化交流施設等協力 事業費	法人共通	合計
収入								
運営費交付金	1,572	4,628	920	554	3,681		1,726	13,081
運用収入			694	10	100			804
寄附金収入	28			6		369		403
受託収入		59						59
アジア文化交流強化基金取崩収入	515	2,157	501	30	197		16	3,415
その他収入		2,257	28	32	704	10		3,030
計	2,115	9,100	2,144	632	4,682	379	1,741	20,793
支出								
業務経費	2,245	9,100	2,152	632	4,682	379		19,190
一般管理費							1,991	1,991
計	2,245	9,100	2,152	632	4,682	379	1,991	21,181

(注) 四捨五入による端数処理により、合計が一致しないことがある。

〔人件費の見積り〕 期間中、総額2,597百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

2 収支計画

令和 6 年度収支計画

(単位：百万円)

区別	文化芸術 交流事業費	海外日本語 事業費	海外日本研究・ 国際対話事業費	調査研究・ 情報提供等事業費	在外事業費	文化交流施設等協力 事業費	法人共通	合計
費用の部	2,258	9,160	2,168	637	4,712	379	2,004	21,319
経常費用	2,258	9,160	2,168	637	4,712	379	2,004	21,318
業務経費	2,228	9,049	2,140	626	4,640	379		19,061
一般管理費							1,973	1,973
減価償却費	30	111	29	11	72		30	283
財務費用		0					1	1
臨時損失								
固定資産除却損					0			0
減損損失								
収益の部	2,257	9,134	2,160	637	4,712	379	2,004	21,284
運営費交付金収益	1,626	4,581	909	548	3,639		1,554	12,858
運用収益			694	10	100			804
寄附金収益	87		9	6		369		471
受託収入		59						59
補助金等収益	515	2,157	501	30	197		16	3,415
その他収益		2,257	28	32	704	10		3,030
資産見返運営費交付金戻入	29	81	19	10	72		30	242
賞与引当金見返に係る収益							274	274
退職給付引当金見返に係る収益							130	130
財務収益							0	0
純利益又は純損失(△)	△ 1	△ 25	△ 8	△ 1				△ 35
総利益又は総損失(△)	△ 1	△ 25	△ 8	△ 1				△ 35

(注) 四捨五入による端数処理により、合計が一致しないことがある。

3 資金計画

令和6年度資金計画

(単位：百万円)

区別	文化芸術 交流事業費	海外日本語 事業費	海外日本研究・ 国際対話事業費	調査研究・ 情報提供等事業費	在外事業費	文化交流施設等協力 事業費	法人共通	合計
資金支出								
業務活動による支出	2,228	9,047	2,140	626	4,640	379	1,957	21,017
運営費交付金事業	1,626	4,580	909	548	3,639			11,303
補助金事業	515	2,157	501	30	197		16	3,415
運用益等事業	87	2,311	729	48	804	379	△ 16	4,342
一般管理費							1,957	1,957
国庫納付の支払額								
投資活動による支出	17	51	12	6	42		7,447	7,576
有価証券の取得							7,430	7,430
有形固定資産の取得	17	51	12	6	42		17	146
財務活動による支出		1					17	19
リース債務の返済		1					17	19
次期への繰越金							34,623	34,623
計	2,245	9,100	2,152	632	4,682	379	44,044	63,234
資金収入								
業務活動による収入	1,600	6,943	1,642	602	4,485	379	1,726	17,378
運営費交付金収入	1,572	4,628	920	554	3,681		1,726	13,081
運用収入			694	10	100			804
寄附金収入	28			6		369		403
受託収入		59						59
その他収入		2,257	28	32	704	10		3,030
投資活動による収入							1,430	1,430
有価証券の償還							1,430	1,430
定期預金の払戻								
財務活動による収入								
前期からの繰越金	644	2,157	510	30	197		40,889	44,427
計	2,245	9,100	2,152	632	4,682	379	44,044	63,234

(注) 四捨五入による端数処理により、合計が一致しないことがある。

令和 6 年度 地域別方針

地域	令和 6(2024) 年度
東アジア	各国内政や外交関係を注視しつつ、パートナーシップ拡充を通じた協働を進め、以下を推進する。 1 大都市以外の地域や次世代人材育成も視野に入れた文化事業の実施 2 在留資格「特定技能」外国人材受入れ制度に対応する日本語教育事業や海外に移住した邦人の子孫等に対する日本語教育等の実施 3 知日層・次世代日本研究者の育成や他分野との学際的・国際的協力を重点支援
東南アジア	日本と東南アジアの次世代の交流促進と人材育成を目的とする「次世代共創パートナーシップ—文化の WA 2.0—」事業を中心に、以下を推進する。 1 これまでに築いた人脈のフォローアップや新規開拓を通じた人的ネットワークや協働事業の企画 2 日本語パートナーズ派遣事業のほか在留資格「特定技能」外国人材受入れ制度等に対応する日本語教育事業の実施 3 東南アジア地域に共通する幅広い多様なテーマでの知的対話の促進や共同研究の支援
南アジア	良好な対日イメージはあるものの、日本文化との接触機会が限定的で交流基盤が脆弱な状況を踏まえ、以下を推進する。 1 日本映画祭やオンライン事業等を活用した、広域への効果的な文化事業の実施 2 2017 年の日印政府間合意に基づく日本語教師育成事業の継続や在留資格「特定技能」外国人材受入れ制度等に対応する日本語教育事業の実施 3 拠点機関や次世代日本研究者への支援を通じた日本研究基盤強化、FOIP 実現に資する人材間の関係強化
大洋州	太平洋・島サミット(PALM)や QUAD(日米豪印)の枠組み等を通じて関係諸国が緊密化しているが、より強固な関係を築くため、以下を推進する。 1 日本映画祭やオンライン事業等を活用した、広域への効果的な文化事業の実施 2 日本語教師ネットワークや他団体との連携による日本語教育の効果的な支援や海外に移住した邦人の子孫等に対する日本語教育等の実施 3 大学等の日本研究支援、次世代日本研究者の育成支援、FOIP 実現に資する人材間の関係強化
北米	共通の価値観や交流の歴史を基盤とし、日本の存在感や対日関心を更に高めるとともに、関係強化を図るため、以下を推進する。 1 注目度の高いイベントへの参画を通じた日本のプレゼンス向上、有力文化機関との連携強化やオンライン事業の積極的な展開 2 日本語教育の実施拡大に向けたアドボカシー活動の継続、オンライン事業の積極的な展開や海外に移住した邦人の子孫等に対する日本語教育等の実施

	3 次世代人材育成事業等による交流基盤強化や FOIP 実現に資する人材間の関係強化 ※ ジャパン・ハウス ロサンゼルスとの連携
中南米	日本からの移民、経済協力の歴史や進出日系企業の活動等に裏打ちされた親日的な土壌を維持・強化するため、中南米ネットワークの拡充を図るとともに、日系社会とも連携しつつ、以下を推進する。 1 日本映画祭やオンライン事業等を活用した、広域への効果的な文化事業の実施 2 各国の実情に応じた日本語教育基盤強化、日本語教育の自立化に資する指導者育成や海外に移住した邦人の子孫等に対する日本語教育等の実施 3 分野のバランスを勘案し、効果的な日本研究プロジェクト支援とフェローシップ供与、次世代日本研究者の育成支援 ※ ジャパン・ハウス サンパウロとの連携
西欧	共通の価値観や交流の歴史から、肯定的な対日イメージが高い同地域において、日本の存在感や対日関心を更に高めるため、以下を推進する。 1 注目度・訴求力の高い国際イベントやオールジャパンでの取組みへの参画 2 各国・地域の日本研究学会や日本語教師会等との連携によるニーズに応じた効果的な支援や海外に移住した邦人の子孫等に対する日本語教育等の実施 3 知日層・次世代日本研究者の育成や他分野との学際的・国際的協力を重点支援 ※ ジャパン・ハウス ロンドンとの連携
東欧 ・ 中央アジア ・ コーカサス	概して親日的で日本文化への関心も高い一方、一部の大都市を除き日本文化に触れる機会が限られていることを踏まえ、国際情勢に十分留意しつつ、以下を推進する。 1 日本映画祭やオンライン事業等を活用した、広域への効果的な文化事業の実施 2 各国の学習状況に応じ、巡回指導、研修や e ラーニングの活用を組み合わせた日本語教育の拡充支援 3 次世代日本研究者の育成を主眼に置いた機関支援やフェローシップ供与
中東 ・ アフリカ	対日イメージは概して良好ながら、日本に関する情報は限定的である状況を踏まえ、以下を推進する。 1 日本映画祭やオンライン事業等を活用した、広域への効果的な文化事業の実施 2 日本語教育アドバイザーや専門家の出張指導やアドバイザリー業務による広域支援 3 機関支援やフェローシップ供与を通じた日本研究の底上げや次世代日本研究者の育成支援